

ID: 438

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	計画内容の変更命令		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第14条第2項		
例規番号	平成18年条例第196号		
<p>【根拠条文】 (除害施設の設置の届出)</p> <p>第14条 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築しようとする者は、あらかじめ、その計画について管理者が定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出を要する者が届出をしたときは、法第12条の3又は第12条の4の規定による届出をしたものとみなす。また、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条第1項又は第2項に定める基準に適用しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、届出をした者に対し、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>3 第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。ただし、管理者は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。なお、その旨を実施制限期間短縮通知書により通知する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日